

岡山県公報

発行 岡山県



目次

【告 示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正

(県例規集登載)

○ 特定施設の設置許可申請

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機

関の指定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機

関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機

関の指定の辞退

○道路の区域変更

【公 告】

○ 随意契約の相手方の決定

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の

申請

○ 公共測量の実施

○
〃

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

担当課（室）

環境企画課

環境管理課

障害福祉課

"

"

道路整備課

税務課

県民生活交通課

監理課

"

建築指導課

"

目次

○ ○
// //

” ”

担当課（室）

◎岡山県告示第五百四十号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表環境文化部の部業務用車両EV等転換支援事業補助金の項の次に次のように加える。

岡山県充電環境整備事業補助金	電気自動車等の普及	急速充電設備を設置する法人	1 空白地域等解消事業 2 充電渋滞等解消事業	1 については、補助対象経費の三分の二以内。ただし、一箇所当たり三百万円を限度とする。 2 については、補助対象経費の二分の一以内。ただし、一箇所当たり百五十万円を限度とする。
----------------	-----------	---------------	----------------------------	---

表環境文化部の部野鳥の森整備事業補助金の項を次のように改める。

地域を学ぶのこさずたべよう事業補助金	若い世代の食品ロス削減意識の醸成	大学を設置する法人	大学の教員が主催する研究室等が実施する食品ロスの削減に関する調査、研究及び小学生に対する教材作成並びに出前講座	補助対象経費の十分の十以内。ただし、五十万円（県外に大学を設置する法人にあつては百万円）を限度とする。
--------------------	------------------	-----------	---	---

公益財	オリンピックで実	補助対象経費の十
団法人	施される種目の選	分の十以内。ただ
岡山県	手の育成に要する	し、二十万円を限
体育協	経費	度とする。
会に加		
盟する		
オリン		
ピック		
で実施		
される		
種目の		
競技団		
体		

を

岡山スポーツ合宿支援事業補助金の項を削る。

競技団		体		日本パ	ラリン	ピック	委員会	に加盟	する競
				パラリンピックで	実施される種目の	選手の育成に要す	る経費		技団体
				補助対象経費の十	分の十以内。ただ	し、二十万円を限	度とする。		の強化
									指定選
									手等

に改め、同部岡

◎岡山県告示第五百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 大黒天物産株式会社

住 所 倉敷市堀南704番5

氏 名 代表取締役 大賀 昭司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 大黒天物産株式会社中国物流RMセンター

所在地 総社市中原88

平成30年10月12日 岡山県公報 第12033号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	16 麵類製造業の用に供する湯煮施設（Aライン）		17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設（Bライン）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（D－1～3，7ライン）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（D－4ライン）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（D－5ライン）	
能	力	6,000食／時間		9俵／時間 （豆乳300L／俵）		6,000回／時間 （50回／分×2列）		2,400パック／時間		1,130kg／時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続14時間		連続15時間		連続9時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	57	75	4	5	5	6	同左	同左	同左	同左
	p H	6.8～8.6	6.8～8.6	同左		同左					
	B O D（mg／L）	300	1,000	400	900	225	508				
	C O D（mg／L）	300	1,000	400	900	225	508				
	S S（mg／L）	300	500	同左		229	266				
	油 分（mg／L）	10	20	50	100	16	22				
	T－N（mg／L）	50	100	100	150	45	61				
	T－P（mg／L）	16	30	20	50	12	21				
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	0	10	同左		同左					

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年10月12日 岡山県公報 第12033号

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（D－6，8ライン）		2－イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（D－9ライン）		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設（E－1ライン）		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設（E－2ライン）		66－5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（厨房施設）	
能	力	6,000回／時間 （50回／分×2列）		2,500パック／時間		乳酸飲料65 c c （3,000個／時間）		ヨーグルト500 g （1,000個／時間）		調理量 野菜600 k g／日 肉 500 k g／日 魚 500 k g／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左		工事着手後10日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間		同左		断続 5 時間		同左		連続 9 時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	5	6	同左		40	50	同左		306	340
	p H	6.8～8.6	6.8～8.6			6.8～8.6	6.8～8.6			5～7	5～7
	B O D（mg／L）	225	508			1300	1500			950	1000
	C O D（mg／L）	225	508			400	500			450	500
	S S（mg／L）	229	266			190	200			200	300
	油 分（mg／L）	16	22			200	220			100	150
	T－N（mg／L）	45	61			30	35			80	100
	T－P（mg／L）	12	21			8	10			8	10
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	0	10			0	10			0	10

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年10月12日 岡山県公報 第12033号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		新 設				新 設			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		オイル阻集器（Dライン）				オイル阻集器（厨房施設）			
種 類 及 び 型 式		オイル阻集器				同左			
構 造		F R P				同左			
主 要 寸 法		L 1, 550×W850×H800（mm）				同左			
能 力		380 L／分				同左			
処 理 の 方 法		浮上分離				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに				同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	85	104	85	104	306	340	306	340
	p H	6.8～8.6	6.8～8.6	6.8～8.6	6.8～8.6	5～7	5～7	5～7	5～7
	B O D（mg／L）	225	508	225	508	950	1,000	950	1,000
	C O D（mg／L）	225	508	225	508	450	500	450	500
	S S（mg／L）	229	266	229	266	200	300	200	300
	油 分（mg／L）	16	22	4	10	100	150	70	105
	T－N（mg／L）	45	61	45	61	80	100	80	100
	T－P（mg／L）	12	21	12	21	8	10	8	10
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	0	10	0	10	同左			

平成30年10月12日 岡山県公報 第12033号

区 分		新 設			
工場又は事業場における施設番号		排水処理施設			
種 類 及 び 型 式		クボタ製液中膜			
構 造		鉄筋コンクリート			
主 要 寸 法		地下調整槽 L 15,300×W5,500×H5,260 (mm) 地上調整槽 L 36,700×W20,380×H6,000 (mm) 脱水機室 L 5,200×W9,600×H5,860 (mm)			
能 力		950m ³ /日			
処 理 の 方 法		活性汚泥膜分離方式			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	780	950	780	950
	p H	4.5～8	4.5～8	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D (mg/L)	940	1,100	9	14
	C O D (mg/L)	350	500	9	14
	S S (mg/L)	270	340	10	15
	油 分 (mg/L)	200	300	4	5
	T－N (mg/L)	33	38	17	18
	T－P (mg/L)	6.0	6.9	2.4	2.5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	10	0	10

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1	
区分	新設	
	通常	最大
水量 (m ³ /日)	780	950
p H	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (mg/L)	9	14
COD (mg/L)	9	14
SS (mg/L)	10	15
油分 (mg/L)	4	5
T-N (mg/L)	17	18
T-P (mg/L)	2.4	2.5
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	10

備考 表に掲げるもののほか、雨水排水口No. 2を新設する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年10月12日から同年11月2日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所

◎岡山県告示第五百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月十二日

指定した医療機関

名称

中務薬局

所在地

浅口市金光町占見新田七四八

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

平成三十年十月一日

◎岡山県告示第五百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人社団同仁会金光病院	浅口市金光町占見新田七四〇	腎臓	平成三十年十月一日
医療法人社団清和会笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五	腎臓	平成三十年十月一日
真庭中央薬局	真庭市落合垂水二四九一	調剤	平成三十年十月一日
ザグザグ薬局町苅田店	赤磐市町苅田九四〇一	調剤	平成三十年十月一日
すぎはら薬局高屋店	井原市高屋町四一二四一九	調剤	平成三十年十月一日
とんぼ薬局	総社市真壁一五八一六	調剤	平成三十年十月一日

◎岡山県告示第五百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

中務薬局

浅口市金光町占見新田七四八

調剤

平成三十年六月三十日

青井薬局

赤磐市上市一〇一

調剤

平成三十年四月一日

◎岡山県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝山栗原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市佐引字大棚九三六番地先から 真庭市佐引字市場河内一〇三七番一地先 を経て 真庭市関字境畑四六三八番二地先まで	新	八・六〃 五二・〇	八一七・〇
真庭市佐引字大棚九三六番地先から 真庭市関字境畑四六三八番二地先まで	旧	八・六〃 五二・〇	八二一・〇
真庭市関字境畑四六三八番二地先まで	旧	八・六〃 五二・〇	八一七・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 黒忠井原線

	区	域			
井原市野上町字イザサ四四八九番二地先 から まで	井原市野上町字イザサ四四八九番二地先 から まで				
旧	新	別	新旧		
三・五〇 一三・〇	六・三〇 一八・〇	(メートル)	幅員		
八四・三	八四・三	(メートル)	延長		

〔四七九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

自動車税車体課税見直しに係る税務システム改修事業

二 契約期間

平成三十年十月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年十月一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

四九、五六一、二〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六七一、二〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔四八〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年十月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来へ

三 代表者の氏名

藤本 優

四 主たる事務所の所在地

津山市中之町六一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、おもに児童養護施設の子どもたちと、不特定多数のニートや引きこもりを対象に、生活向上並びに社会的自立支援に関する事業を行い、青少年が自分らしく生き、夢と希望と生きがいを持って暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四八一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
総社市小寺から井尻野地内	公共測量（基準点測量）	平成三十年九月二十五日から 同年十二月二十六日まで

〔四八二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、林野庁長官から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県内森林区域	測 量 区 域
公共測量（航空レーザ測量）	測 量 の 種 類
平成三十年九月十日から同年十一月三十日まで	測 量 期 間

〔四八三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇二二号 平成三十年十月一 日	浅口市鴨方町鴨方字惣道通一六一四 番九、一六一四番九地先水路	六・〇〇	五四・九〇
		五・五〇	一六・六六

平成30年10月12日 岡山県公報 第12033号

〔四八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字諸上後ヒン前一一九二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一五八ティファニーD二〇八

田中 研志

田中 敏江

三 許可番号

岡山県指令建指第一五八号

〔四八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字渕ヶ添三五七―四、三五七―六、字南国府東三六七―六、三六七―七、三六七―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目九―一〇六Dwell吉備路二〇二号

高木 貴弘

高木愛里咲

三 許可番号

岡山県指令建指第一四八号

〔四八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字窪田三四四―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二五―三グランコートⅡ三〇八号室

宮本 達也

三 許可番号

岡山県指令建指第一七四号